

路線型整備手続の流れ

○…路線型整備に参加する方の役割 ●…横浜市役所
●…路線型整備に参加する方と横浜市役所

【期間の目安】



道を広げて 住みよい町に!

地域みなさんで道づくり、
狭い道を広げませんか?



路線型整備とは？

横浜市では、交差点から一定のまとまりがある道路で、地域のみなさまから「狭い道路を拡幅したい」という、ご要望をいただいた場合に、その整備に向けた話し合いの支援や拡幅部分の工事を実施します。

地域のみなさんでこの制度を活用して、狭い道路を広げませんか。

● 制度のイメージ



● 路線型整備の例



事業の対象となる主な条件

- 整備促進路線であること
- 道路の交差点から一定のまとまりのある区間（おおむね30m以上）を一体的に整備できること。
- 「横浜市地域まちづくり推進条例」に基づく「地域まちづくりグループ」*1に登録されていること。

*1 詳細は都市整備局地域まちづくり課にお問い合わせください。

横浜市の支援

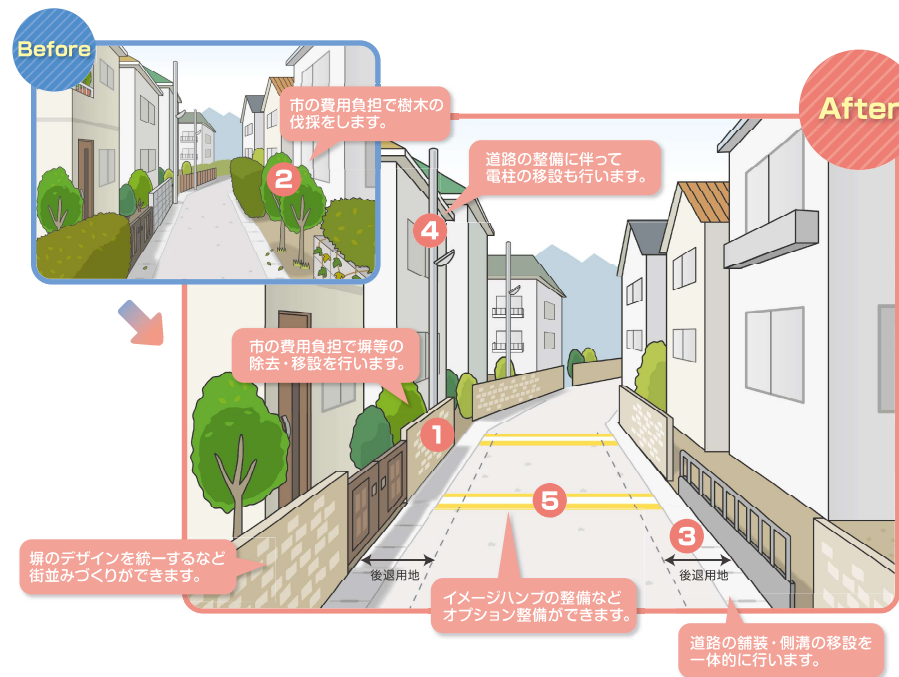
- 横浜市から「まちづくりコーディネーター」を派遣し、街並みづくりの**方針の決定に向けてみなさまの話し合いを支援します。**
- 後退用地の**測量や道路の設計を横浜市が行います。**
- 後退用地の**整備を横浜市が行います。**

主な整備内容

- 1 塀等の除去・移設*2
- 2 樹木の伐採
- 3 道路状に拡幅整備
- 4 電柱の移設
- 5 その他オプション整備*2*3

*2 横浜市が提示する仕様の範囲になります。

*3 例：避難誘導サイン・イメージハンブ・掲示板等



完成後の維持管理

- 後退用地の維持管理は、横浜市が行います。*4
- 新設した塀などの外構施設、オプション整備施設は、所有者や地域のみなさまで維持管理をしていただきます。

*4 整備後に所有者の方の意向で改造等が行われた場合には対応しません。